

議長の選挙

- 1 投票の回数（1回）
- 2 投票用紙
議長・・・白色
- 3 投票箱
1箱を使用する。
- 4 投票用紙の記載方法
投票用紙に被選挙人の氏名（1人）を自書する。
[公職選挙法第46条第1項を準用]
- 5 選挙の順序
 - (1) 議場の出入り口閉鎖
 - (2) 着席議員数の報告
 - (3) 立会人の指名
 - (4) 投票用紙の配付
 - (5) 被選挙人の氏名記入（単記無記名）
 - (6) 立会人の立ち会い
 - (7) 投票箱の点検
 - (8) 投票（書記点呼）
 - (9) 開票
 - (10) 投票結果の報告（事務局長）
 - (11) 当選人の報告
 - (12) 議場の出入り口開鎖
 - (13) 当選人へ告知
 - (14) 当選人あいさつ

副議長の選挙

- 1 投票の回数（1回）
- 2 投票用紙
副議長・・・緑色

（以下 議長選挙と同様）